

稻城市立若葉台小学校いじめ防止基本方針

いじめ防止対策推進法第八条および稻城市いじめ防止基本方針（令和5年10月改定）に基づき、本校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定める。

1 いじめの定義

この基本方針において「いじめ」とは、「児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているもの。」をいう。

2 いじめ防止対策推進法

（学校及び学校の教職員の責務）

第八条 学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめ防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

3 いじめの禁止

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼし、いじめを受けた児童の心に長く深い傷を残すものである。いじめは絶対に許されない行為であり、全ての児童は、いじめを行ってはならない。

4 いじめ防止等に関する基本的な考え方

（1）予防についての正しい理解

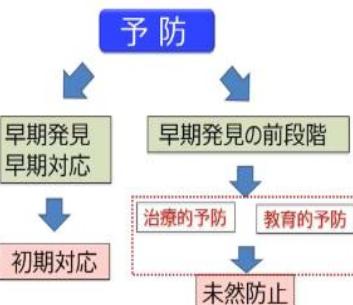
いじめは、どの学校にも起こりうるとの認識のうえで、市、教育委員会、学校、家庭、地域、その他の関係機関の連携のもと、未然防止・早期発見・早期対応に取り組む。そのために教員は、予防について正しく理解できるよう、校内研修を実施する。

- ・予防には、未然防止と早期発見・早期対応が含まれること。
- ・未然防止には、治療的予防と教育的予防があること。

（2）いじめ防止等に取り組む組織

ア いじめ防止等に実効的に取り組むため、「学校いじめ対策委員会」および「登校支援委員会」を設置する。当該組織は、校長、副校長、主幹教諭、生活指導主任、学年主任、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等で構成し、次に掲げる事項に取り組む。

イ 全教職員でいじめ防止等の共通理解を図ることや、いじめの認知、対応方針の決定など、学校全体でいじめ対策を行う中核となる役割を担う。また、当該学校いじめ防止基本方針が学校の実情に即



参照：「生徒指導J-2/Leaf 5『教育的予防』と『治療的予防』」(H24.2) 国立教育政策研究所生徒指導・施設指導研究センター

して機能しているかを点検し、必要に応じて見直す。

- ウ 学校において重大事態が発生した場合に、教育委員会の指導、助言または支援のもと、事実関係を明確にするための調査を行う。
- エ 地域や関係機関と連携していじめ防止等に取り組むため、「学校サポートチーム」を設置する。当該組織は、保護者、民生・児童委員、青少年育成地区委員等で構成する。必要に応じ、子ども家庭支援センター、教育相談室、児童相談所、警察署、病院等の職員を加える。
- ① 「学校いじめ防止基本方針」に示す取組の内容や、その進捗状況、在校する児童たちの実態、いじめ発生の状況と対応経過について意見交換を行う。
- ② 被害や加害の児童に対して、専門的な支援や指導が必要な場合、対応策を協議し、個々の児童に対して、どの機関がどのように支援・指導するか具体的な方策を決定する。

(3) 未然防止 ～いじめを生まない、許さない学校づくり～

学校は、教育的予防を日ごろの学級活動を通して行い、結果としていじめが起こりにくい集団を形成できるように努めていくようとする。

ア 児童が自分の大切さや他人の大切さを認めることができるよう、全ての教育活動を通じて人権教育を推進する。

イ 児童の豊かな情操と道徳心を培い、心の通うコミュニケーション能力の素地を養い、いじめが生まれにくい環境をつくるため、児童が、「人の役に立っている」「人から認められている」と感じられるような心理的安全性（集団の中で自分の考えや気持ちをだれに対しても安心して発言できる状態）をつくるよう努め、道徳教育及び体験活動の充実を図る。心理的安全性については、学年の実態に応じて、右記の4つの項目において、アンケートをとるなどして、実態把握をしながら改善する。

話しやすさ	1 · 2 · 3 · 4 · 5 話しにくい ← → 話しやすい
助け合い	1 · 2 · 3 · 4 · 5 助け合えない ← → 駆け合える
新しいことへの挑戦	1 · 2 · 3 · 4 · 5 挑戦しない ← → 挑戦しやすい
個性を發揮する	1 · 2 · 3 · 4 · 5 発揮できない ← → 発揮できる

ウ いじめを許さない環境をつくるため、「いじめは絶対に許されない行為である」こと、「教職員への報告をはじめとする、いじめの傍観者にならない、いじめを止めるための行動をとる」ことの重要性を理解させるとともに、主体的な態度を育てる指導を行う。

エ 児童の自己肯定感や自尊感情・自己有用感を高め、自分が必要とされていると実感できるように、一人一人の児童が活躍できる場（居場所づくり）や、児童が互いに関わり心の結びつきを深める活動（きずなづくり）を意図的に設定する。

オ 「児童集会」等、「いじめ撲滅」や「命の大切さ」を呼びかける等、児童の自主的な企画及び運営による活動を推進する。

カ 「安全指導朝会」等、児童の情報モラル、ネットリテラシーを育む教育活動を推進するとともに、ネット上のいじめ防止のための啓発活動を促進する。

キ 年3回の校内研修等を通して教職員の指導力、資質の向上を図る。

ク 児童、保護者及び教職員に対して、いじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発等を行う。

(4) 早期発見 ～いじめを初期段階で発見できる学校づくり～

- ア 日常的に児童の様子や行動を観察することにより、児童の理解を深めるとともに、保護者とも連携を図りながら、いじめの早期発見に努める。
- イ 週1回の生活指導夕会の実施等、いじめに関する情報を教職員全体で共有する取り組みを推進する。
- ウ いじめの実態等を適切に把握するため、年3回（6月、11月、2月）児童を対象とする調査・追跡等を行う。また、毎年11月を「稻城市立学校いじめ防止啓発月間」とし、道徳の授業等を実施するなどして、いじめ防止のための取組を推進する。調査にあたり、ささいな兆候であっても、いじめではないのかとの疑いをもって、早い段階からいじめやその兆候を隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知するとともに、教員間でいじめの認知に差異が生じないように共通理解を図る。
- エ 児童やその保護者、教職員がいじめにかかる悩み等をいつでも相談できる体制を整備する。1学期にスクールカウンセラーによる5年児童全員の面接を行う。
- オ いじめに関する情報については、日時や関わった児童等を明確にし、記録、管理することで、教職員全体で共有する取り組みを推進する。

(5) いじめへの対処（早期対応） ～いじめを解消し、安心して生活できるようにする学校づくり～

- ア いじめの情報（児童や保護者、教職員等を含む）が確認された場合、次の手順で対応していく。
 - ① 個人での対応方針の決定を回避するためにも、まず、いじめ防止等に実効的に取り組む組織（いじめ対策委員会）や学年主任に対し、いじめに係る情報を報告し、組織として意思決定する対応につなげていく。
 - ② 役割分担を決めるなどして、基本情報を収集・整理・分析し、具体的な情報を得て、事実確認をする。
 - ③ 整理された情報（事実関係）を組織的に対応方針を決定し、伝達の仕方を確認した上で、チームで対応できる体制を整備し、適切に保護者に伝達・対応していく。必要に応じて、教育委員会に報告する。
- イ 児童がいじめを受けているとわかったときは、教職員が毅然とした姿勢を示し、迅速かつ組織的に事実確認を行うとともに、教育委員会に報告する。
- ウ いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全確保や心のケアなどの支援を行うとともに、その保護者への情報提供及び支援を行う。また、必要に応じて、保護者会を開催するなど、保護者との情報共有を図る。
- エ いじめを行った児童に対する指導及び支援、その保護者に対する助言等を行う。
- オ 教育委員会や関係機関、心理の専門家等と連携しながら、いじめを受けた児童等が安心して教育を受けられるようにするための環境を確保する。
- カ インターネットを通して行われる不適切な書き込み等のいじめについて、教育委員会及び関係機関等と連携して迅速に必要な措置を講じる。
- キ いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると判断するときは、警察署との連携を図る。
- ク 必要に応じ、「学校サポートチーム」を招集し、連携して対応する。

(6) いじめの解消の判断

- ア いじめが「解消されている」と判断する際は、少なくとも以下の2つの要件が満たされていることを確認する。ただし、これに加えて、必要に応じて他の事情も勘案して判断する。
- ① いじめを受けた児童に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が3か月以上継続していること。
- ② いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないこと。
- イ いじめは、単に謝罪をもって安易に解消することはできないことを全教職員で共通理解する。
- ウ いじめが解消にいたっていない段階では、いじめを受けた児童を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する。
- エ いじめが解消に至るまで、いじめを受けた児童の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担等を含む対応プランをいじめ対策委員会で策定し、確実に実行する。
- オ 「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分あり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童及び加害児童については、日常的に注意深く観察する必要がある。

5 重大事態への対処

(1) 重大事態の定義

- ア いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。(児童が自殺を企図した場合、身体に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合、精神性の疾患を発症した場合など)
- イ いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することが余儀なくされている疑いがあると認めるとき。(年間30日以上の欠席した場合など)
- ウ 重大事態は、事実関係が確定した段階で重大事態として対応を開始するのではなく、「疑い」が生じた段階で調査を開始しなければならない。
- エ いじめられた児童又は保護者等からいじめにより重大な被害が生じたという申し出があったときは、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

(2) 重大事態発生時の調査等

- ア 重大事態が発生したときは、教育委員会を通じて速やかに市長に報告する。
- イ 保護者、関係機関、専門家等と連携し、いじめられた児童の安全を確保する。
- ウ 総合教育会議の方針に従い、重大事態に対処するとともに、学校いじめ対策委員会において事実関係を明確にするための調査を実施し、調査結果を総合教育会議に報告する。
- エ いじめを受けた児童及びその保護者に対し、当該調査に係る必要な情報を適切に提供する。